

労働保険・社会保険等の適用要件・適用除外要件等について

一般社団法人 全国警備業協会

※ 法人事業所の場合

	事業主		労働者	
	加入要件	料率	加入要件	料率
労災保険	労働者を雇用するすべての事業主	0.7%		※全額事業主負担
雇用保険	労働者を雇用するすべての事業主	0.7%	<p>○ 次の(ア)(イ)(ウ)のすべてに該当する者</p> <p>(ア) 1週間の所定労働時間が20時間以上</p> <p>(イ) 31日以上、引き続き雇用されることが見込まれる</p> <p>具体的には、以下のいずれかに該当するとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期間の定めがない雇用契約の場合 ・雇用契約期間が31日以上である場合 ・雇用契約期間が31日未満でも契約更新規定がある場合 ・雇用契約期間が31日未満でも過去のパターンから考えて、31日以上働くことが見込まれたとき <p>(ウ) 平成28年12月31日まで</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用時65歳未満の者、ただし64歳以上の者は徴収免除 <p>平成29年1月1日以降</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用時65歳以上の者も適用、ただし64歳以上の者は徴収免除（平成32年3月31日まで） 	0.4%
健康保険	労働者を雇用するすべての事業主	都道府県により異なる ※健保協会・東京都の場合 4.98%	<p>平成28年9月30日まで</p> <p>ア 75歳未満の者</p> <p>イ 臨時的な雇用でない者</p> <p>具体的には、次の(ア)～(エ)のいずれにも該当しない者</p> <p>(ア) 日々雇い入れられる者</p> <p>(イ) 臨時に使用される者で、2か月以内の期間を定めて使用される者</p> <p>(ウ) 季節的業務（4か月以内）に使用される者</p> <p>(エ) 臨時的事業の事業所（6か月以内）に使用される者</p> <p>ウ 1日又は1週の所定労働時間及び1月の所定労働日数が当該事業場において同種の業務に従事する通常の就労者の所定労働時間及び所定労働日数のおおむね4分の3以上である者</p>	都道府県により異なる ※健保協会・東京都の場合 4.98%

			平成 28 年 10 月 1 日以降 ○ 上記ウに加え 1 週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の 1 週間の所定労働時間の 4 分の 3 未満である短時間労働者又はその 1 月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の 1 月間の所定労働日数の 4 分の 3 未満である短時間労働者に該当し、かつ、次の①～⑤のいずれにも該当する者 ① 週の所定労働時間が 20 時間以上 ② 月額賃金 88,000 円以上 ③ 勤務期間が 1 年以上を見込まれる ④ 学生ではないこと ⑤ 従業員数が 501 人以上の企業の従業員(平成 31 年 9 月 30 日までの時限措置)	
介護保険	労働者を雇用するすべての事業主	0.79%	○ 上記健康保険の適用者で 40 歳以上 65 歳未満の者	0.79%
年金保険	労働者を雇用するすべての事業主	8.914%	○ 上記健康保険の適用者で 70 歳未満の者	8.914%
こども子育て拠出金	労働者を雇用するすべての事業主	0.2%		※全額事業主負担

※ 個人事業所の場合

労災保険・雇用保険以外は加入義務なし（警備業の場合）

	事業主		労働者	
	加入要件	料率	加入要件	料率
労災保険	労働者を雇用するすべての事業主	0.7%		※全額事業主負担
雇用保険	労働者を雇用するすべての事業主	0.7%	○法人事業所の場合と同じ	0.4%

1 労災保険

労災保険は、正式名称を「労働者災害補償保険」といいます。つまり、労働者が被災した場合に補償をする保険ですから、その適用を受け保険給付を受給するためには、「労働者」であることが条件になります。また、通常、「保険」と言うと、その加入者は被保険者のことを指しますが、労災保険の加入者は事業主であり、その事業所で働く労働者ではありません。そして、労災保険には「被保険者」という概念はありません。

(1) 適用事業所等

① 適用事業所

労働者を1人でも使用している場合、法人事業所だけでなく個人事業所も適用事業所となり、事業所が加入し保険料を納付します。労働者ひとりひとは保険料を納付しません。なお、適用事業とされない事業もありますが、警備業は除外されません。

② 適用の範囲

労働基準法上の労働者（事業に使用される人で賃金を支払われる人）であれば、アルバイト、パートであっても適用されます。なお、代表権、業務執行権を有する役員は適用されません。ただし、法人の取締役等であっても、代表者の指揮監督を受けて労働に従事し、その対償として賃金を受ける場合はその部分のみ適用となります。

(2) 保険料

① 労災保険率

事業の種類ごと、3年ごとに労災保険率が定められていて、平成29年3月31日までの警備業の保険率は7/1000（0.7%）です。なお、労災保険率は、一定規模以上の個々の事業における災害率に応じて、原則として上下40%の範囲内で労災保険率が増減されるメリット制があります。

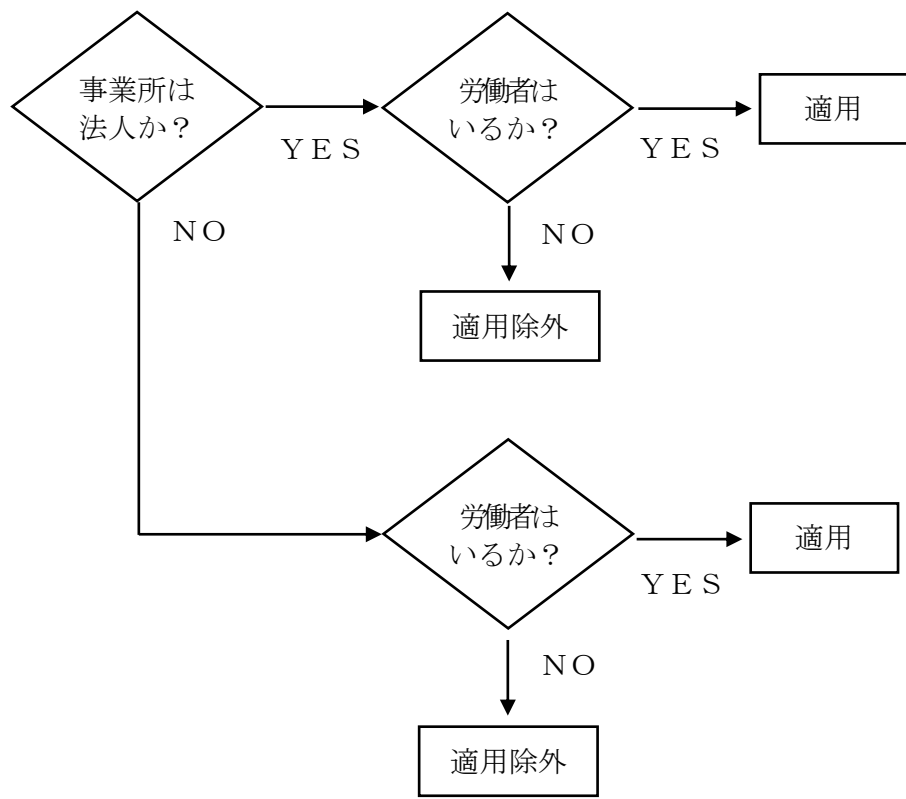
② 保険料額

毎年4月1日から翌年3月31日まで（保険年度）の1年間を単位として計算されることになっています。対象となる労働者の賃金総額に労災保険率をかけて計算します。（全額事業主負担）

③ 保険料の納付

保険料は、雇用保険料とともに保険年度の当初に概算で保険料を納付し、保険年度末に賃金総額が確定したところで清算することになっています。この手続きを年度更新といい、毎年6月1日から7月10日までに行わなければなりません。

☆ 労災保険の適用要件（警備業の場合）



2 雇用保険

雇用保険は、労働者が失業した場合などに必要な給付を行い、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに再就職の援助を行うことなどを目的とした雇用に関する総合的な機能をもった制度です。

(1) 適用事業所等

① 適用事業所

労災保険と同様に労働者を1人でも雇用する場合、法人事業所だけでなく個人事業所も、適用事業所となり、事業主は、雇用保険料の納付の義務を負うこととなります。

なお個人の事業所の場合、適用事業とされない事業もありますが、警備業は除外されません。

② 適用の範囲

適用事業所に雇用される労働者は雇用保険の被保険者となります。

ただし、次のア～ウのいずれかに該当する労働者は除外されます。

ア 1週間の所定労働時間が20時間未満の者

イ 継続して31日以上雇用されることが見込まれない者

具体的には、以下の①～④のいずれにも該当しないとき

① 期間の定めがない雇用契約の場合

② 雇用契約期間が31日以上である場合

③ 雇用契約期間が31日未満でも契約更新規定がある場合

④ 雇用契約期間が31日未満でも過去のパターンから考えて、31日以上働くことが見込まれたとき

ウ 平成28年12月31日までは雇用時65歳以上の者、平成29年1月1日以降は年齢による除外要件は廃止されます。ただし、4月1日に64歳以上の者は保険料の徴収は免除されます。なお、免除は平成32年3月31日までの予定です。

(2) 保険料

雇用保険料の支払い者は、事業主と労働者の両者です。

① 保険率

労働者負担分保険率は4/1000(0.4%)、事業主負担分保険率は7/1000(0.7%)、したがって合計保険率は11/1000(1.1%)です。

② 保険料額

労災保険と同様に毎年4月1日から翌年3月31日まで(保険年度)の1年間を単位として計算されることになっています。賃金総額に上記合計保険率をかけて雇用保険料額を算出します。

③ 保険料の納付

保険料は、労災保険料とともに保険年度の当初に概算で保険料を納付し、保険年度末に賃金総額が確定したところで清算することになっています。この手続きを年度更新といい、毎年6月1日から7月10日までにに行わなければなりません。

なお、労働者負担分保険料は、毎月の賃金計算時に労働者負担分保険料を(賃金額×労働者負担分保険率)で算出し、源泉控除するのが通常です。

(3) 事例

- ① 土日祝日のみ9時から18時まで勤務（休憩1時間・実働8時間）の大学生アルバイト警備員の場合

原則として臨時内職的な就労と解されますので、卒業見込証明書を有し、卒業後も引き続いて現在働いている事業所に勤務する者でない限り、被保険者とはなりません。

- ② 他の事業所（A）に雇用されている労働者を週3日、各日8時間労働の条件で雇用契約期限なしで雇用した場合

A事業所での収入がその労働者の生計を維持するのに必要な主たるものである場合は、1週間の労働時間が20時間を超えても、A事業所において被保険者となり、従たる賃金を受ける事業所においては被保険者となりません（二重の資格取得はできません）。

- ③ 1日8時間労働、1週間に4日勤務で3カ月の試用期間後に本採用するとして雇用した場合

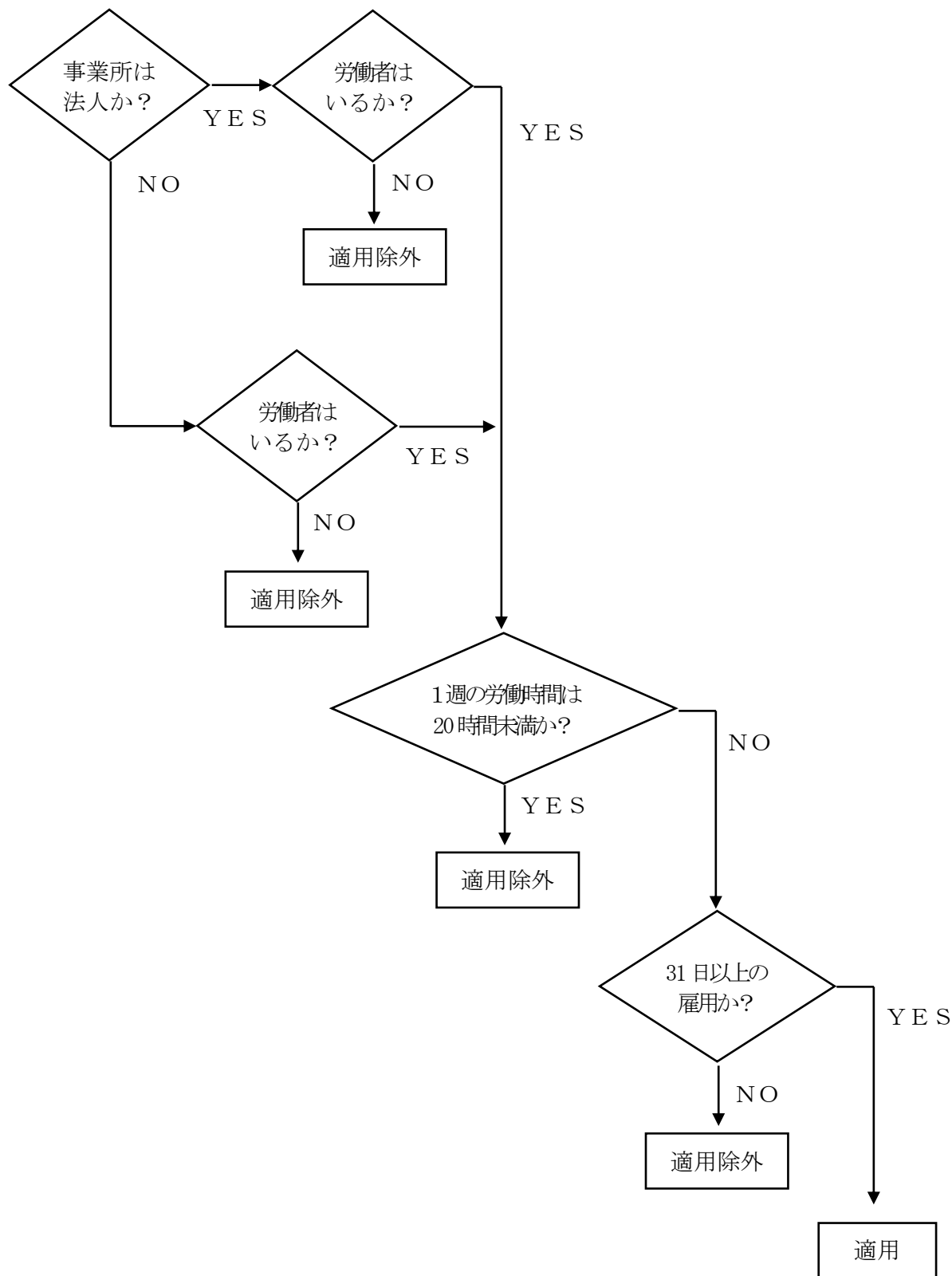
本採用決定前の試用期間中であっても、適用要件を満たしているため被保険者となり、仮採用日から保険料が発生します。

- ④ 30日間のイベント期間中の警備業務のためのみに採用した警備員

一見すると雇用期間が31日未満で雇用保険の適用除外に見えますが、警備員の場合は原則として新任教育が必要となりますので、新任教育の期間と警備業務に従事する期間の合計が30日を超える場合は、雇用保険に加入しなければなりません。

例えば、7月1日から7月30日のイベントのために7月30日までの期限付き雇用契約を結び、6月27日から6月30日まで新任教育、7月1日から7月30日まで日曜祝日を除く25日間警備業務に従事した場合、労働日数は教育も含めて29日ですが、雇用契約期間が6月27日から7月30日までの34日間となるので雇用保険に加入する必要があります。

☆ 雇用保険の適用要件（警備業の場合）



注) 平成 28 年 12 月 31 日までは雇用時 65 歳以上の者は適用除外となりますが、平成 29 年 1 月 1 日以降は年齢による除外要件は廃止されます。

3 健康保険

事業主と労働者が保険料を支払い、それを財源に病気やけがによる医療費の負担を軽減したり、出産育児に対して一時金を支給するなどの仕組みです。

(1) 適用事業所等

① 適用事業所

常時労働者を1人以上使用する法人事業所は強制適用事業所となります。警備業の場合、個人事業所は強制適用事業所になりません。

② 適用範囲

適用事業所に使用されている人は、国籍・性別・年齢・賃金の額などに関係なく、次の「適用除外」に該当する場合を除いて、すべて適用され、被保険者となります。

○ 平成28年9月30日までの適用除外（次のア～ウのいずれかに該当する者）

ア 75歳以上の者（後期高齢者医療の被保険者）

イ 臨時に使用される者

具体的には、次の(ア)～(エ)のいずれかに該当する者

(ア) 日々雇い入れられる者

(イ) 臨時に使用される者で、2か月以内の期間を定めて使用される者

(ウ) 季節的業務（4か月以内）に使用される者

(エ) 臨時的事業の事業所（6か月以内）に使用される者

ウ 次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当する者

(ア) 1日の所定労働時間が当該事業場において同種の業務に従事する通常の就労者の所定労働時間のおおむね4分の3未満である者

(イ) 1週の所定労働時間が当該事業場において同種の業務に従事する通常の就労者の所定労働時間のおおむね4分の3未満である者

(ウ) 1月の所定労働日数が当該事業場において同種の業務に従事する通常の就労者の所定労働日数のおおむね4分の3未満である者

○ 平成28年10月1日以降の適用除外（次のア～ウのいずれかに該当する者）

ア 75歳以上の者（後期高齢者医療の被保険者）

イ 臨時に使用される者

具体的には、次の(ア)～(エ)のいずれかに該当する者

(ア) 日々雇い入れられる者

(イ) 臨時に使用される者で、2か月以内の期間を定めて使用される者

(ウ) 季節的業務（4か月以内）に使用される者

(エ) 臨時的事業の事業所（6か月以内）に使用される者

ウ 特定適用事業所（※1）に使用される者であって、次の(ア)又は(イ)に該当し、かつ、(a)～(d)のいずれかに該当する者

(ア) 1週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の1週間の所定労働時間の4分の3未満である短時間労働者

(イ) その1か月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の1か月間の所定労働日数の4分の3未満である短時間労働者

(a) 1週間の所定労働時間が20時間未満であること。

(b) 当該事業所に継続して1年以上使用されることが見込まれないこと。

- (c) 報酬額が月額8万8千円未満であること。
- (d) 高等学校の生徒、大学の学生などであること。

したがって、1週間の所定労働時間及び1か月の所定労働日数が4分の3以上の者は適用されることとなります。

※1 通常の労働者（被保険者）の総数が常時500人を超える事業所（平成31年9月30日までの時限措置）

(2) 保険料

健康保険料の支払い者は、事業主と労働者の両者です。

① 保険料率

健康保険の保険者には、全国健康保険協会と健康保険組合の2種類があります。健康保険組合は、その組合員である被保険者の健康保険を管掌しています。これを組合管掌健康保険（以下、組合）といい、単一の企業で設立する組合、同種同業の企業が合同で設立する組合などがあります。この健康保険組合に加入している組合員以外の被保険者の健康保険を管掌するのが全国健康保険協会で、これを全国健康保険協会管掌健康保険（通称「協会けんぽ」）といいます。

協会けんぽの保険料率は都道府県によって異なり、平成28年度は最低が新潟県の97.9/1000（9.79%）、最高が佐賀県の103.3/1000（10.33%）となっており、事業主と労働者で折半します。

② 保険料額

前記保険料率をそれぞれの労働者の報酬にかけたものが実際の保険料となります。しかし、労働者の報酬は残業などによって変動しますので、その都度、計算し直すのは大変な作業となります。そこで4月、5月、6月の3か月間の報酬を平均して保険料計算の基礎となる「標準報酬月額」を7月に決め、9月から翌年8月まで適用することになっています。

この時、3か月間の給与を平均するだけですと1円単位の金額になって作業が煩雑になってしまいます。そのため、たとえば給与が18万5千円以上19万5千円未満の人は誰でも標準報酬月額が19万円というようにキリのよい金額に修正して、実際の保険料を決めています。

この標準報酬月額は、所得に応じて50等級あり、最低の1級は平均報酬が6万3千円未満の人で標準報酬月額は5万8千円です。平均報酬135万5千円以上が最高の50等級となりこれ以上は報酬がいくら高くても標準報酬月額は139万円とみなされます。

実際の保険料額については、毎月20日頃、日本年金機構（年金事務所）から事業所へ「保険料納入告知額通知書」又は「保険料納入告知書」が送付されます。

③ 保険料の納付

健康保険・厚生年金保険の保険料の徴収は、日本年金機構（年金事務所）が行うこととされており、事業主は毎月の給与及び賞与から被保険者負担分の保険料を差し引いて、事業主負担分の保険料と併せて、翌月の末日までに納めることになっています。（例えば、4月分保険料の納付期限は5月末日となります。）

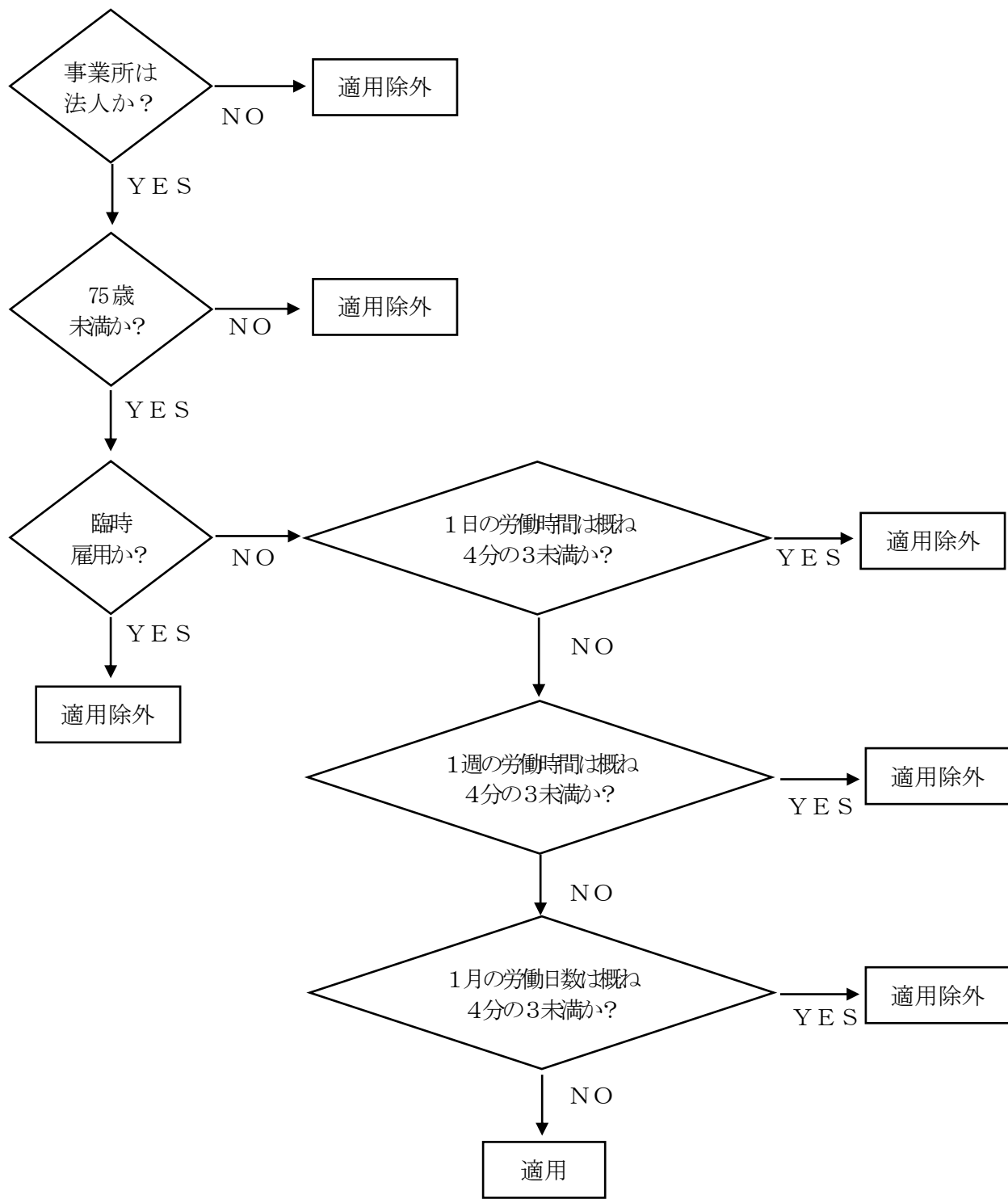
保険料を差し引くときは、当月支払う給与から前月の標準報酬月額に係る保険料を差し引くことができ、賞与では、その標準賞与額に係る保険料を当該賞与から差し引くことができます。前記括弧の事例では、5月の給料支払日に4月分の保険料を差し引くこととなります。

(3) 事例

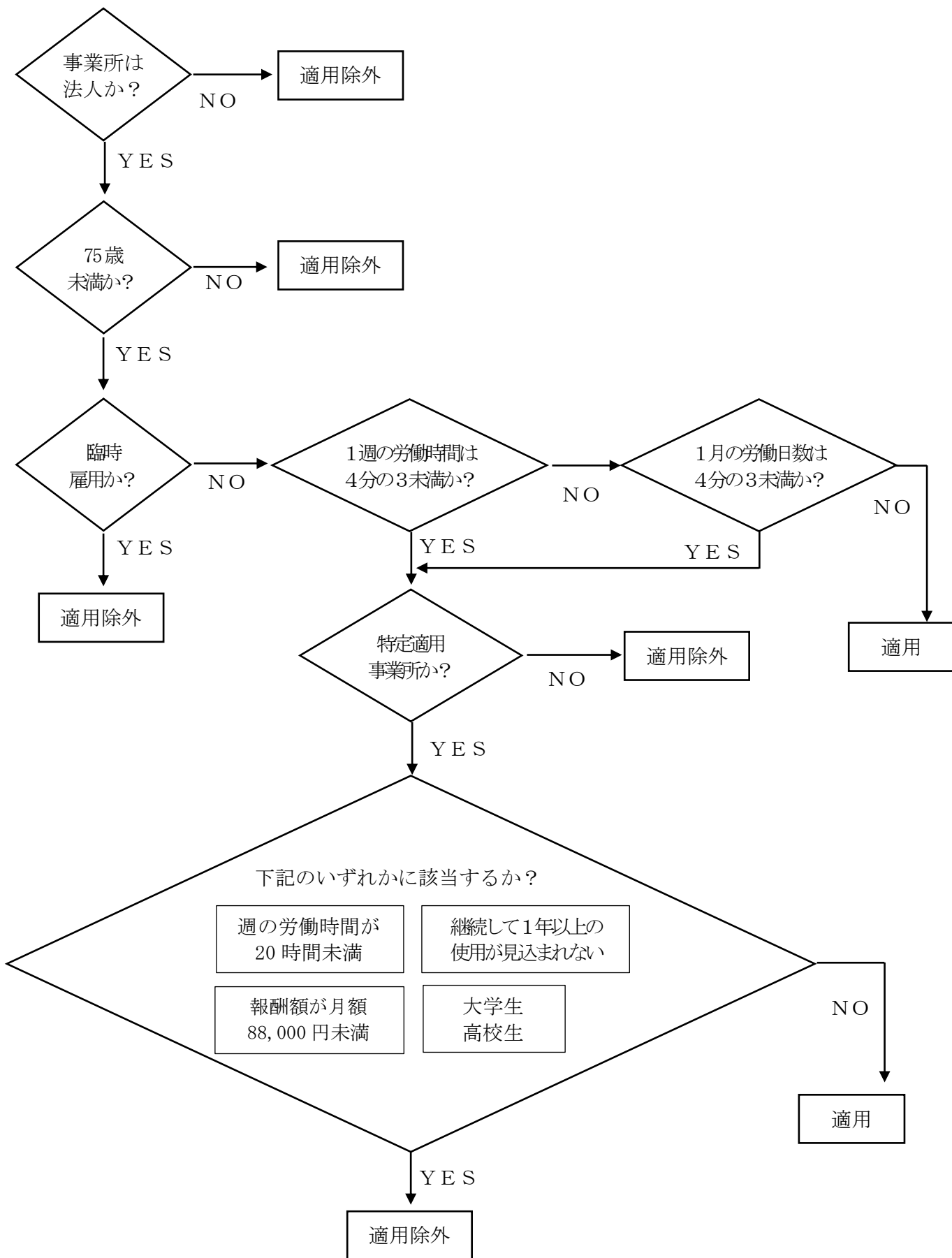
いずれの事例も正社員が「1日8時間労働・1週5日（月21日程度）勤務」である場合

- ① 正社員 600 人の法人事業所で1日5時間労働、1週6日（月25日程度）勤務、1年ごと更新の労働契約の労働者（63歳）の場合
 - (ア) 平成28年9月30日まで、1日の労働時間が正社員の4分の3未満で、上記9月30日までの除外要件ウの(ア)に該当するので、健康保険の適用除外になります。
 - (イ) 平成28年10月1日以降、1週の労働時間が正社員の4分の3以上かつ1か月の労働日数が4分の3以上ですので、10月1日以降の除外要件ウに該当せず、かつ除外要件ア及びイにも該当しないので、健康保険に加入しなければなりません。
- ② 正社員 600 人の法人事業所で1日4時間労働、1週4日（月17～19日程度）勤務のアルバイトの場合
 - (ア) 平成28年9月30日まで、1日の労働時間が正社員の4分の3未満で、上記9月30日までの除外要件ウの(ア)に該当するので、健康保険の適用除外になります。（1週の労働時間も正社員の4分の3未満ですので(イ)にも該当します。）
 - (イ) 平成28年10月1日以降、特定適用事業所の労働者で、1週の労働時間が正社員の4分の3未満ですので、10月1日以降の除外要件ウの(ア)に該当し、かつ(a)の20時間未満にも該当するので、健康保険の適用除外になります。
- ③ 法人警備業者がイベント企画業者から受注した博覧会警備業務のために雇用した者（65歳）で、1日8時間・1週5日（月21日程度）勤務の条件で3か月間の雇用契約で雇用した場合
適用除外要件に「臨時的事業の事業所（6か月以内）に使用される者」とありますが、警備業者が博覧会を主催するわけではないので、要件の臨時的事業の事業所に該当しません。そして、正社員と同等の労働時間、労働日数で雇用契約期間が2か月を超えているので、健康保険に加入しなければなりません。

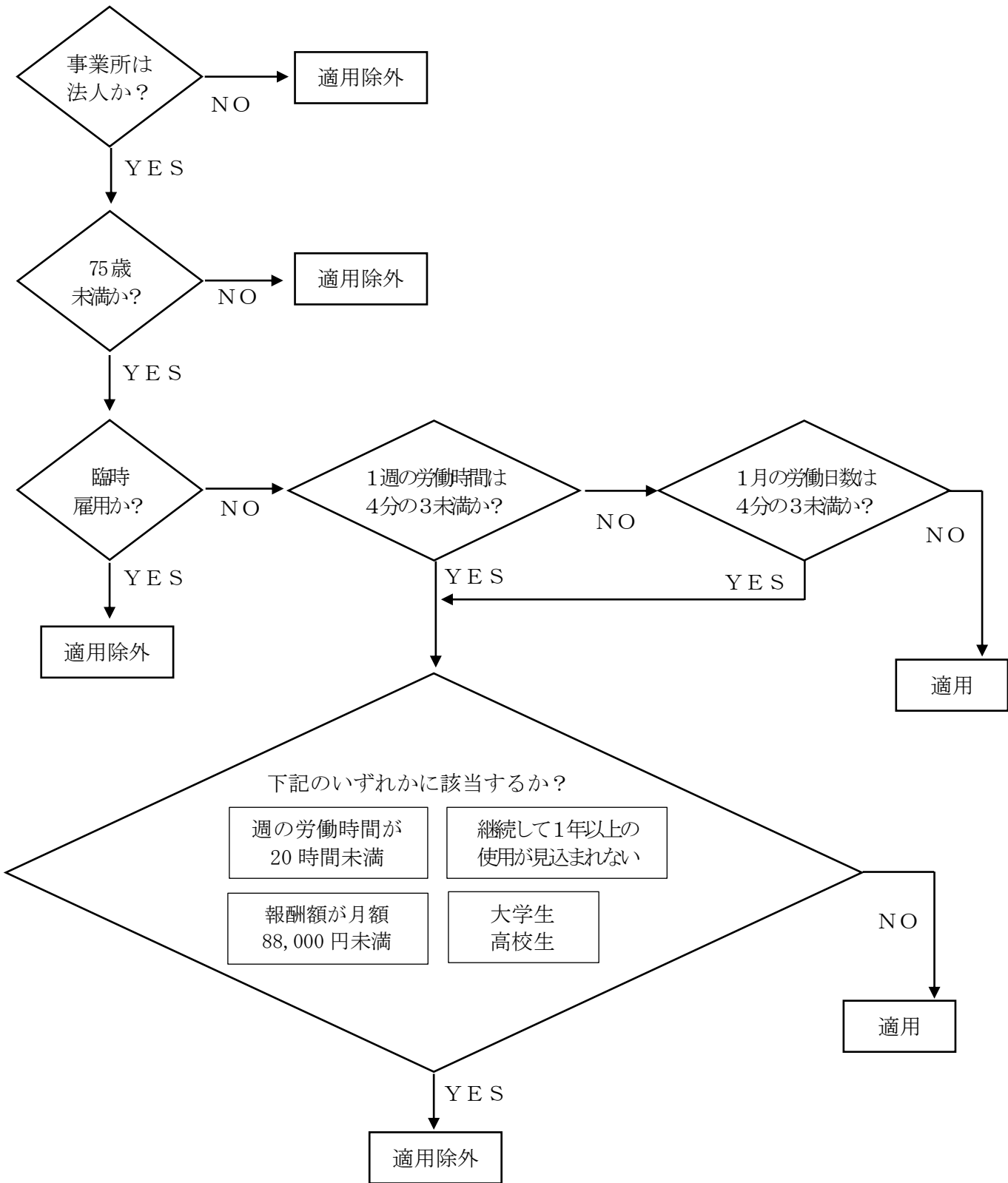
☆ 健康保険の適用要件（～平成 28 年 9 月 30 日）（警備業の場合）



☆ 健康保険の適用要件（平成 28 年 10 月 1 日～平成 31 年 9 月 30 日）（警備業の場合）



☆ 健康保険の適用要件（平成 31 年 10 月 1 日～）（警備業の場合）



4 介護保険

日本に住んでいる人は 40 歳になると介護保険に加入し、介護保険料を納める義務があります。介護保険の財源は公的な費用と、介護保険加入者の納める介護保険料によって賄われており、介護を必要とする人が介護保険から受ける給付や施設サービスとして受ける際に使われる費用の一部が介護保険料です。

(1) 保険者及び被保険者

- ① 保険者
市町村及び特別区
- ② 被保険者
 - (ア) 1号被保険者 . . . 65歳以上の者
 - (イ) 2号被保険者 . . . 40歳以上 65歳未満の者

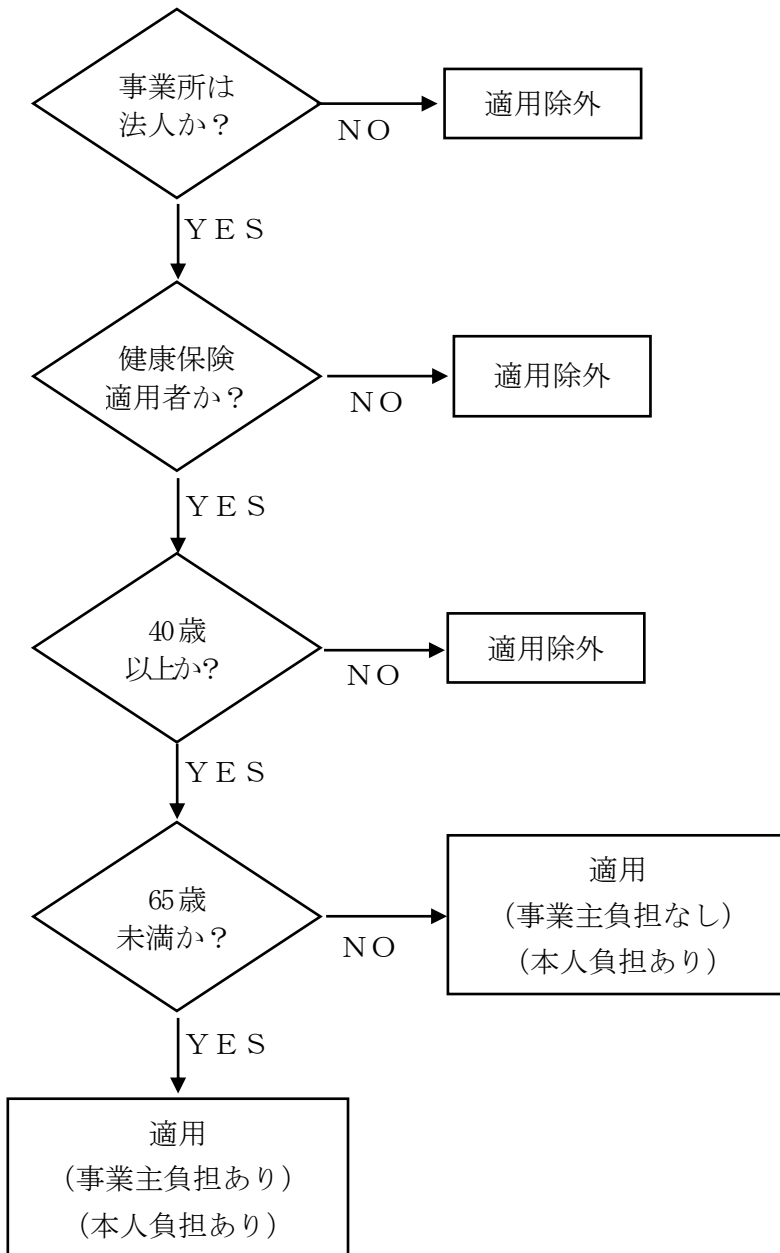
(2) 保険料

介護保険料の支払い者は、被保険者の区分により異なり、1号被保険者は本人のみ負担、2号被保険者は労働者と事業主の両者が負担します。

1号被保険者の保険料は、住所地の市町村により異なります。2号被保険者については以下のとおりです。

- ① 保険料率
 - 2号被保険者の保険料率は健康保険料に介護保険料分として 15.8/1000 (1.58%) を加算した率が健康保険料率とされ事業主と労働者で折半します。すなわち、都道府県ごとの健康保険料率に 1.58% を加算した率を事業主と労働者で折半します。
- ② 保険料額
 - 前記保険料率をそれぞれの労働者の報酬にかけたものが実際の保険料になり、健康保険と同様に労働者の標準報酬月額が算定の基礎になります。
- ③ 保険料の納付
 - 健康保険料と一体で徴収されます。

☆ 介護保険の適用要件（警備業の場合）



5 厚生年金保険

厚生年金という年金制度は、国民年金に上乘せする形で存在する年金制度です。労働者が払っている厚生年金保険料は「国民年金部分保険料+上乘せのある年金部分の保険料」となっており、将来受給できる年金額が大きくなる仕組みです。

(1) 適用事業所

① 適用事業所

常時労働者を1人以上使用する法人事業所は強制適用事業所となります。警備業の場合、個人事業所は強制適用事業所になりません。

② 適用範囲

適用事業所に使用されている人は、国籍・性別・年齢・賃金の額などに関係なく、「適用除外」に該当する場合を除いて、すべて適用され、被保険者となります。

厚生年金保険の適用除外要件は、健康保険の適用除外要件の年齢「75歳以上の者」が「70歳以上の者」となる以外は、健康保険と同様です(平成28年9月30日まで及びそれ以降も健康保険に同じ)。

(2) 保険料

厚生年金保険料の支払い者は、事業主と労働者の両者です。

① 保険料率

健康保険と異なり、全国一律の料率となっていて、平成28年8月分までは178.28/1000(17.828%)となっており、事業主と労働者で折半(それぞれ8.914%)します。なお、保険料率は平成17年9月以降平成29年9月まで毎年9月に引き上げられ、平成28年9月分からは181.82/1000(18.182%)に引き上げられる予定です。

② 保険料額

前記保険料率をそれぞれの労働者の報酬にかけたものが実際の保険料になります。しかし、労働者の報酬は残業などによって変動しますので、その都度、計算し直すのは大変な作業になります。そこで4月、5月、6月の3か月間の報酬を平均して保険料計算の基礎となる「標準報酬月額」を7月に決め、9月から翌年8月まで適用することになっています。

この時、3か月間の給与を平均するだけですと1円単位の金額になって作業が煩雑になってしまいます。そのため、給与が18万5千円以上19万5千円未満の人は誰でも標準報酬月額が19万円というようにキリのよい金額に修正して、実際の保険料を決めています。

この標準報酬月額は、所得に応じて30等級あり、最低の1級は平均報酬が10万1千円未満の人で標準報酬月額は9万8千円です。平均報酬60万5千円以上が最高の30等級となりこれ以上は報酬がいくら高くても標準報酬月額は62万円とみなされます。

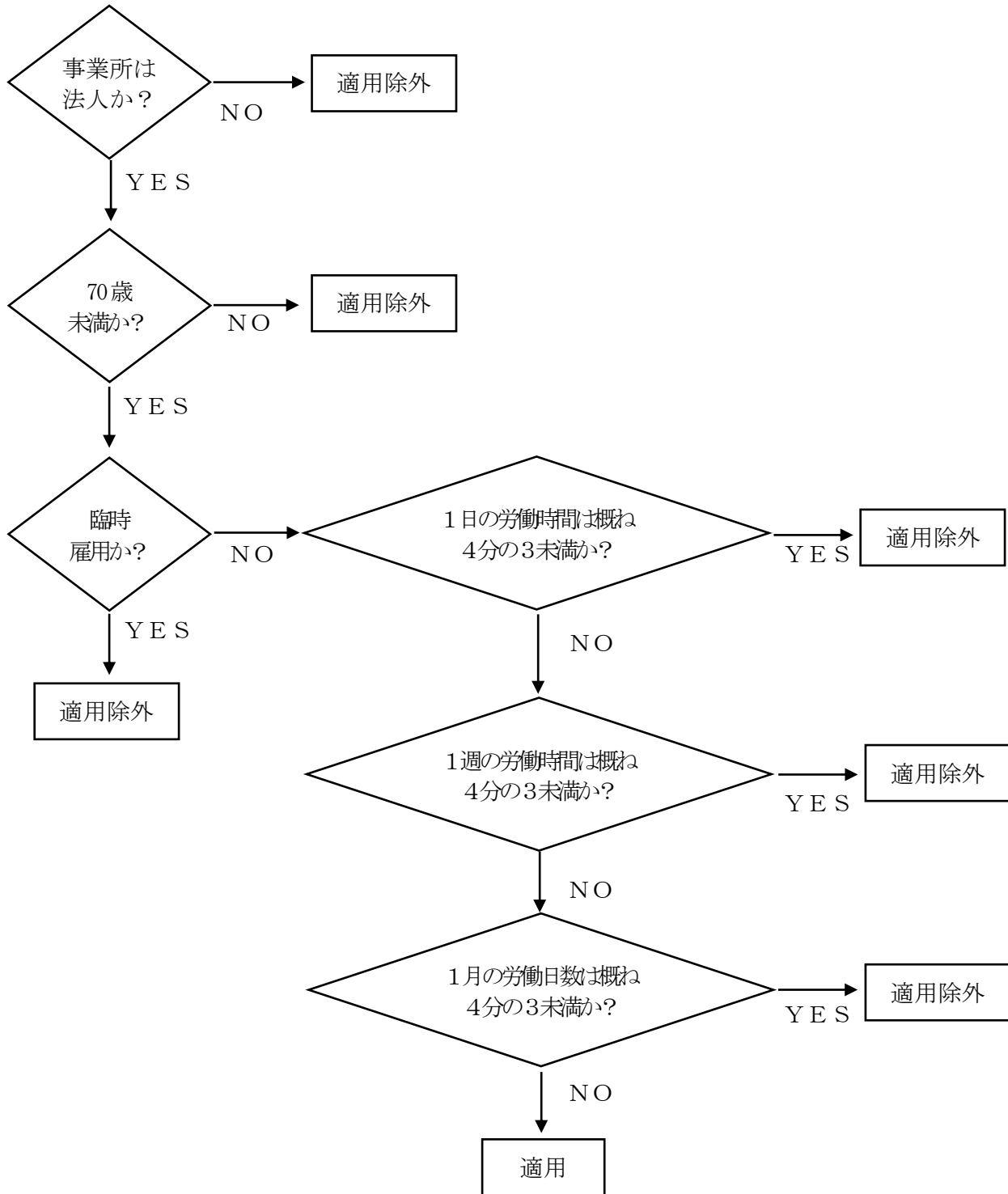
③ 保険料の納付

健康保険の保険料納付と同様です。

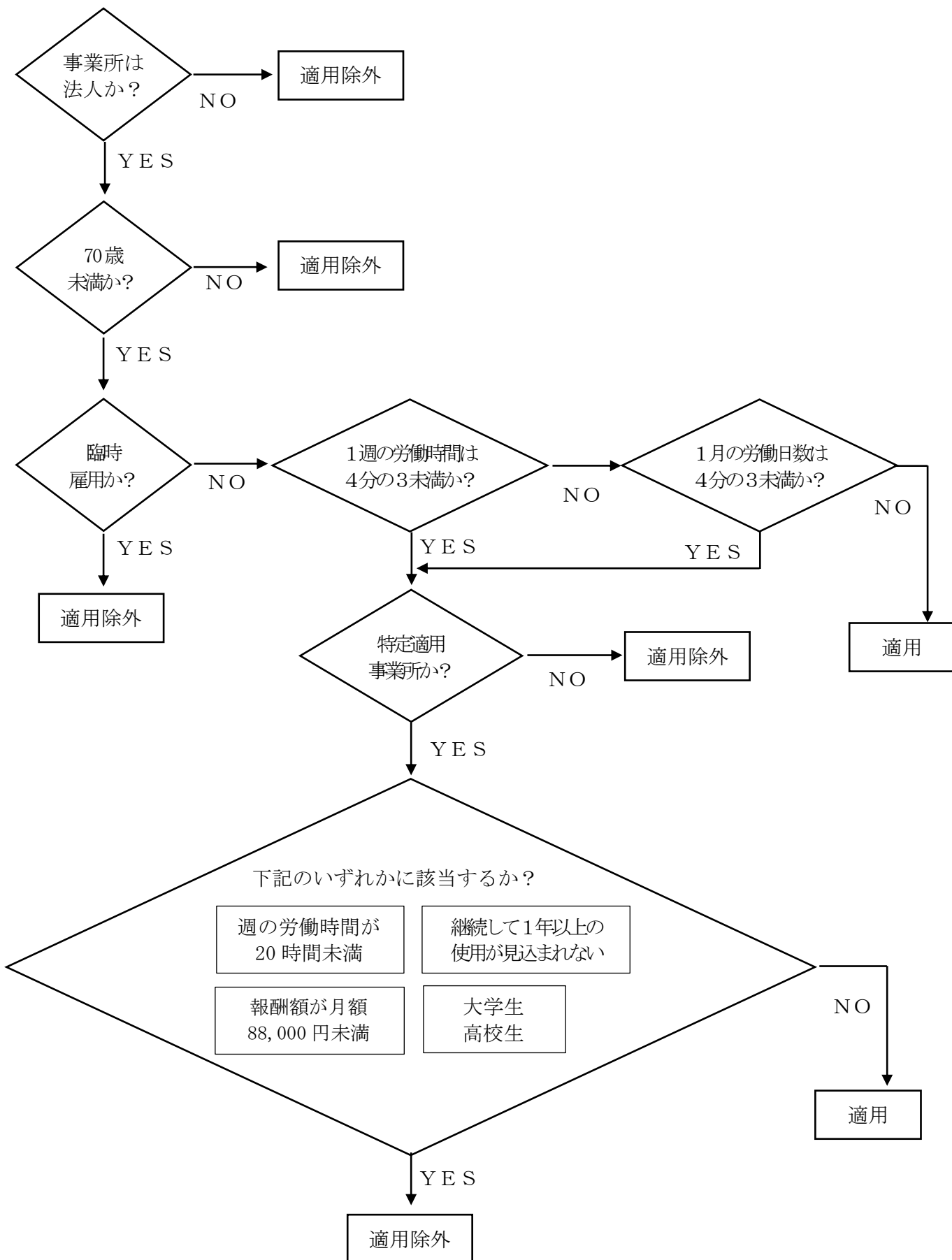
(3) 事例

健康保険の事例を参照ください。

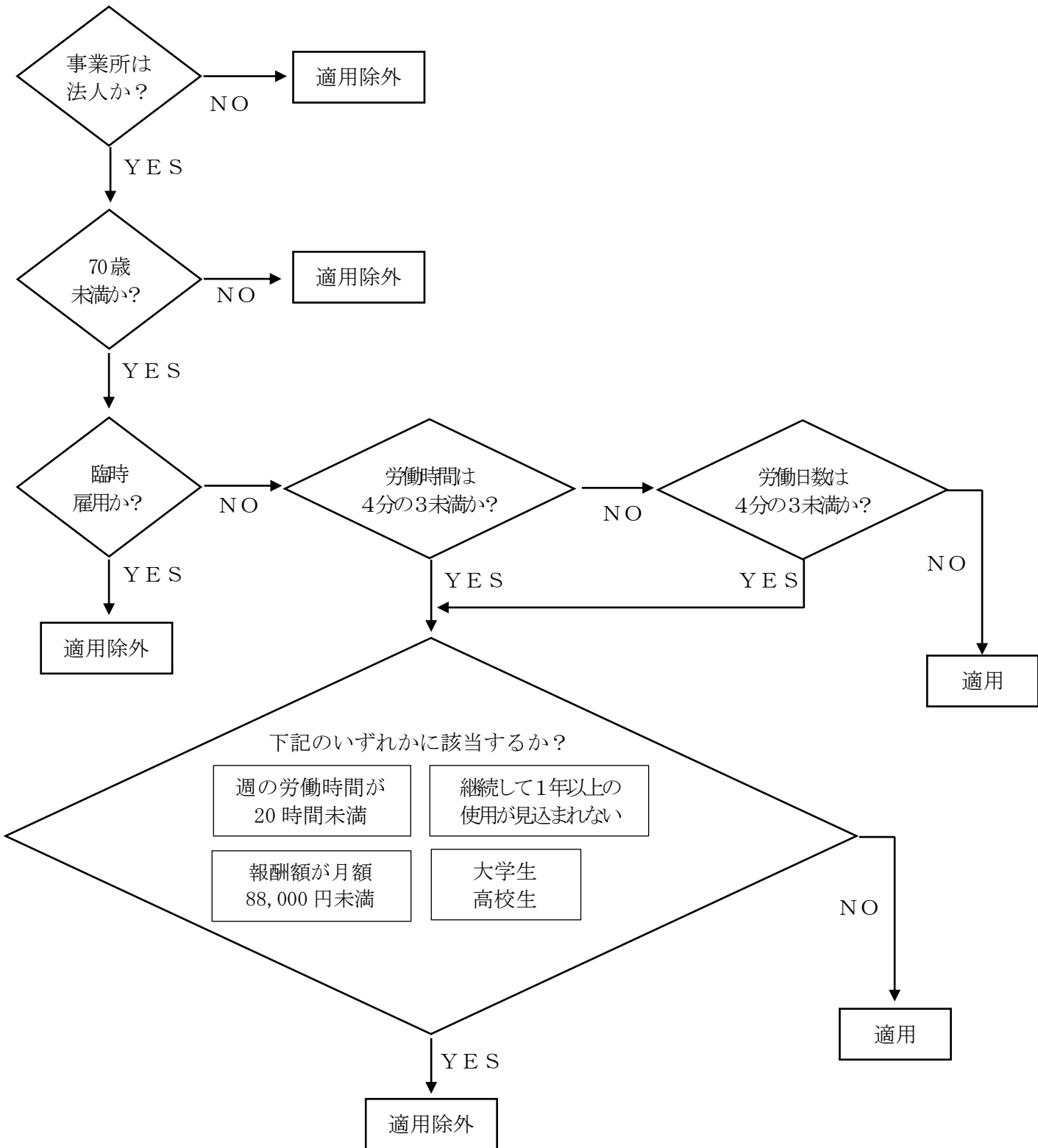
☆ 厚生年金保険の適用要件（～平成 28 年 9 月 30 日）（警備業の場合）



☆ 厚生年金保険の適用要件（平成 28 年 10 月 1 日～平成 31 年 9 月 30 日）（警備業の場合）



☆ 厚生年金保険の適用要件（平成 31 年 10 月 1 日～）（警備業の場合）



6 こども子育て拠出金

子ども・子育て拠出金は、子育て支援のために充てられる税金のことで、以前は「児童手当拠出金」という名称でした。社会保険料と一緒に年金事務所（日本年金機構）が徴収していますが、この拠出金の実態は社会保険料ではなく、税金です。

(1) 適用事業所

- ① 適用事業所
厚生年金が適用される事業所
- ② 適用範囲
厚生年金に加入するすべての労働者

(2) 保険料

こども子育て拠出金の支払い者は、事業主のみで、労働者の負担はありません。

- ① 保険料率
1000 分の 2 (0.2%)
- ② 保険料額
前記保険料率をそれぞれの労働者の報酬にかけたものが実際の保険料になり、厚生年金保険と同様に労働者の標準報酬月額が算定の基礎になります。
- ③ 保険料の納付
厚生年金保険料の納付と同様です。